様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

8年 6月25日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

提出者　NC東日本コンクリート工業株式会社
住　　所　茨城県筑西市伊佐山218番地3
氏　　名　佐藤　　聡
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NC東日本コンクリート工業株式会社
事業場の所在地	筑西市伊佐山218番地3
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	
③従業員数	183人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1-1から図1-9の通り

（日本工業規格A列4番）

茨城県 令-8.6.25 県西県民センター 受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

産業廃棄物統括責任者：工場長

↓

産業廃棄物処理管理者：製造グループ

↓

担当者：製造グループ員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（　令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙２の通り		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙３の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙４の通り
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙５の通り

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産
業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　　令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産
業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙６の通り</td></tr>
</table>

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 別紙７の通り		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

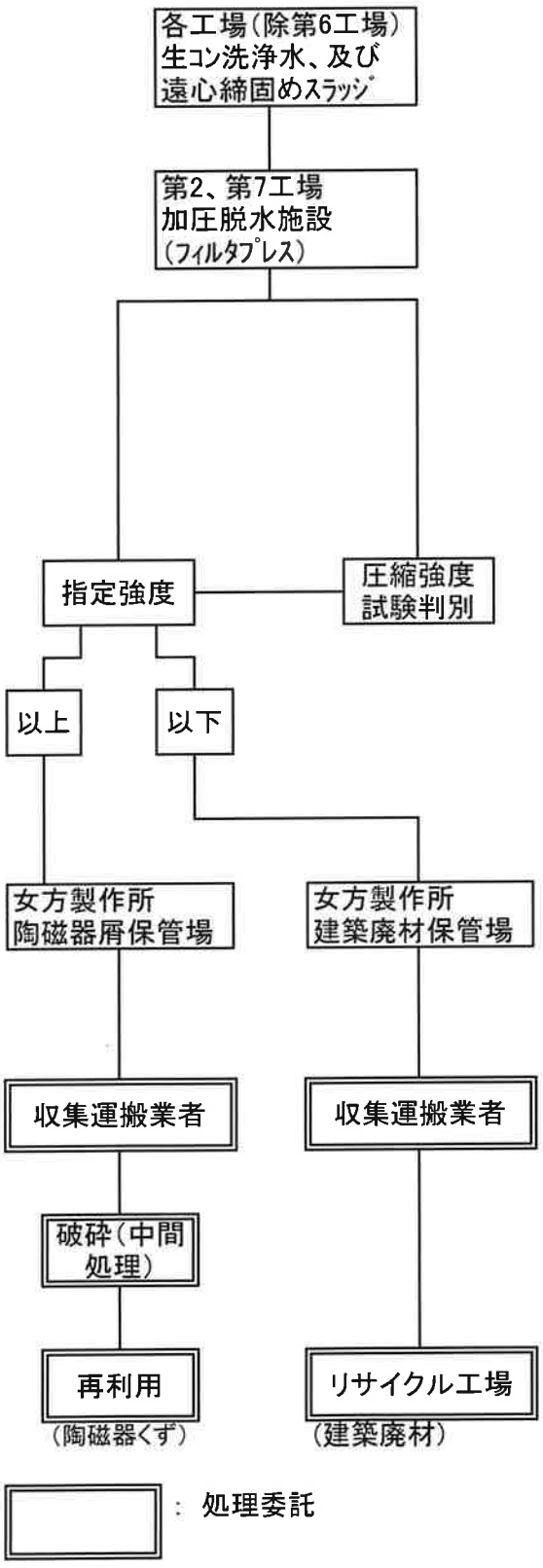
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

生コン洗浄水、スラッジ　処理フロー図　　図1-1

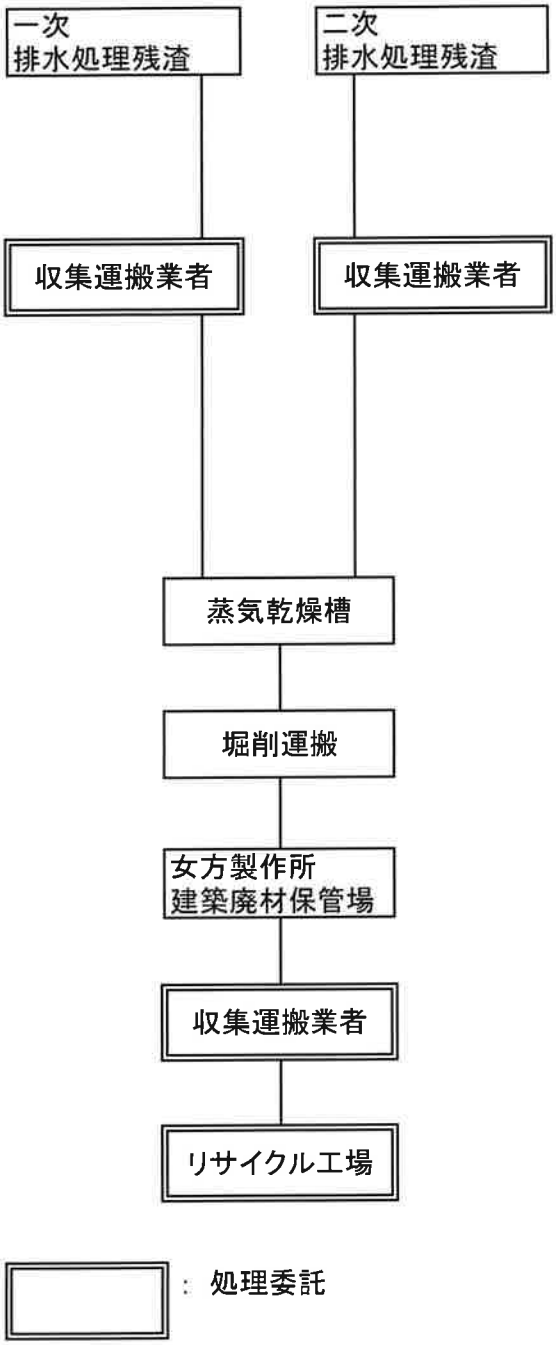
処理フロー図	フローの要点



- 生コン洗浄中や遠心締固めスラッジはフィルタプレス中間処理して、路盤材他に再利用す
- 原材料及び排水処理薬品の変更をする時は事前に産業廃棄物処理技術管理者に内
- 処分判定は法の基準に従う。
- 経時変化（2～3時間経過）した洗浄水及びスラッジは、事前にセメントを追加混合攪拌して脱水する。
- 脱水ケーキや建築廃材は指定の保管場所で整理管理する。
- 管理場所に置いてある脱水ケーキを時々目測で強度（比重）確認をする。
 （注）白茶色の脱水ケーキは比重が軽く強度が非常に弱い。
- 比重の軽い脱水ケーキは、埋立処分するため建築廃材置場に保管する。
- 脱水ケーキ乾燥物や建築廃材は、収集運搬最終処分業者が運搬する。
- 運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。
- 産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

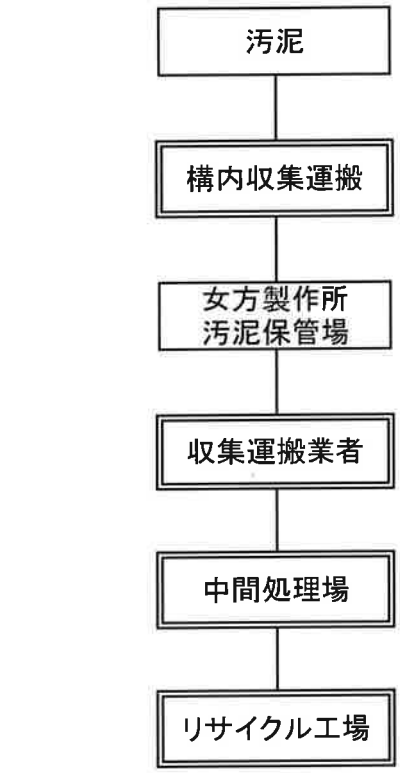
排水残渣処理　処理フロー図

図1－2

処理フロー図	フローの要点
	・排水処理残渣は蒸気乾燥して、埋立処分 ・原材料及び排水処理薬品の変更をする時は事前に産業廃棄物処理技術管理者に内容を報告する。 ・処分判定法は法の基準に従う。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

汚泥類　処理フロー図

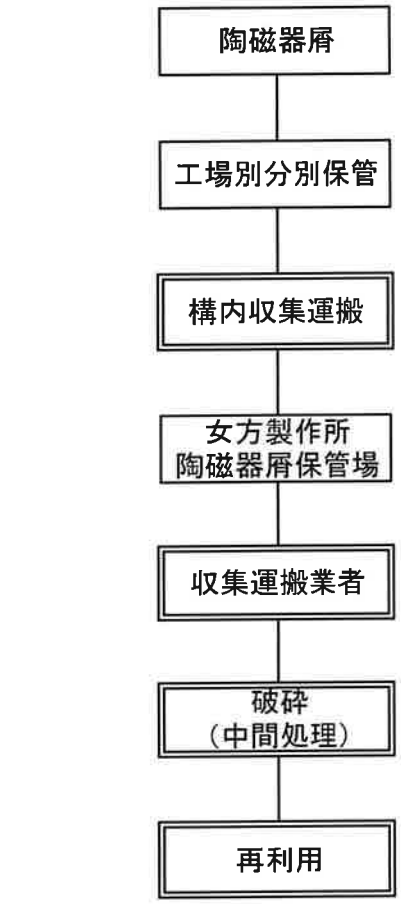
図1－3

処理フロー図	フローの要点
	・各種汚泥はそのほかの廃棄物と分別する ・保管上にある汚泥は収集運搬を行い、中間処理場へ運ばれる。 中間処理後、リサイクル工場へ運搬され、再利用される。 ・運搬重量は収集運搬業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

：処理委託

陶磁器屑　処理フロー図

図1－4

処理フロー図	フローの要点
	・各種陶磁器屑は指定の保管場所で、整理管理する。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

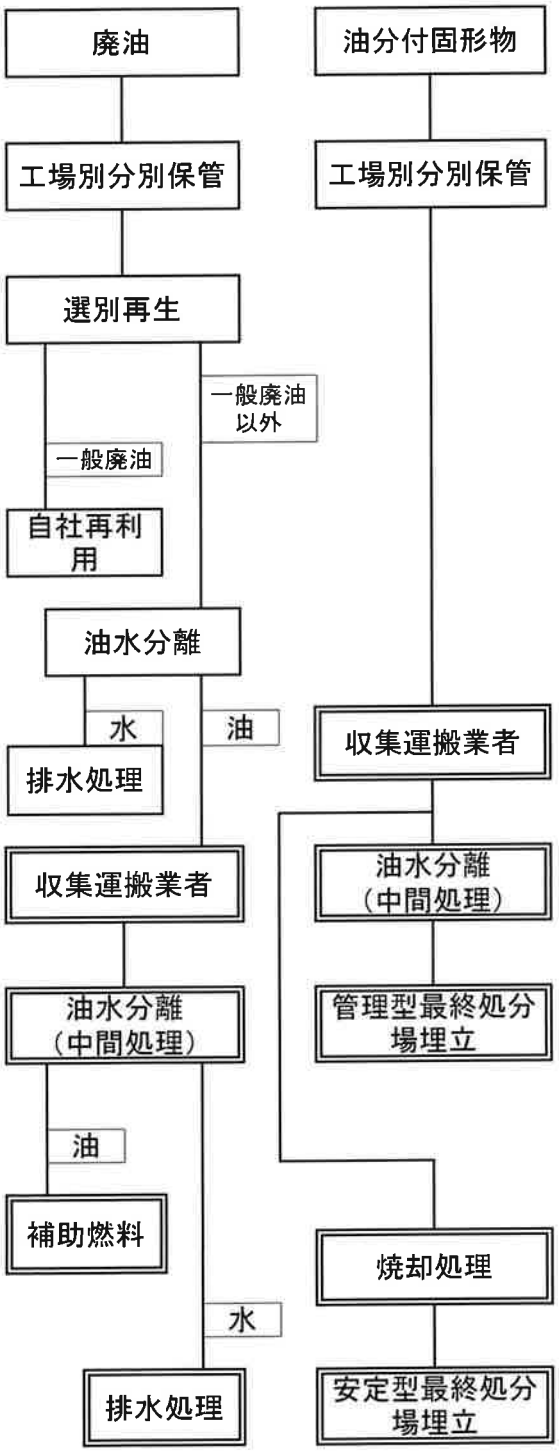
：処理委託

廃油、油分付固形物

（廃油は特別管理産廃物を除く）

図1－5

処理フロー図



：処理委託

フローの要点

・廃油類は廃油用空ドラム缶に入れて指定の保管場所で廃油名を記入表示して整理管理する。

一般廃油 廃離型剤液 油タンク廃スラッジ	普通ドラム缶
離型剤付固形物（砂、ゴム、ウエス、コンクリート片） 油付固形物（砂、ゴム、ウエス、コンクリート片、煙突の煤）	蓋付ドラム缶

・廃油名の記入表示及び整理管理は職場責任者が行い各種のドラム缶に具体名を表示する。

区分	具体名
一般廃油	廃コンプレッサ油
	廃油圧作動油
	廃絶縁油
	廃スラッジ油
離型剤付固形物	離型剤付砂、ゴム、ウエス、コンクリート片
	油付砂、ゴム、ウエス、コンクリート片、煤

・自社再利用の一般廃油は、主に機械設備の遠心機、ミキサ、コンクリートポンプ等の掃除後のコンクリート剥離用、チェーンコンベアの潤滑油に使用する。

・各種機械設備の作動油を取替える場合、各工場担当者或は設備担当者の指示に従い廃油入れドラム缶を確認して処分する。

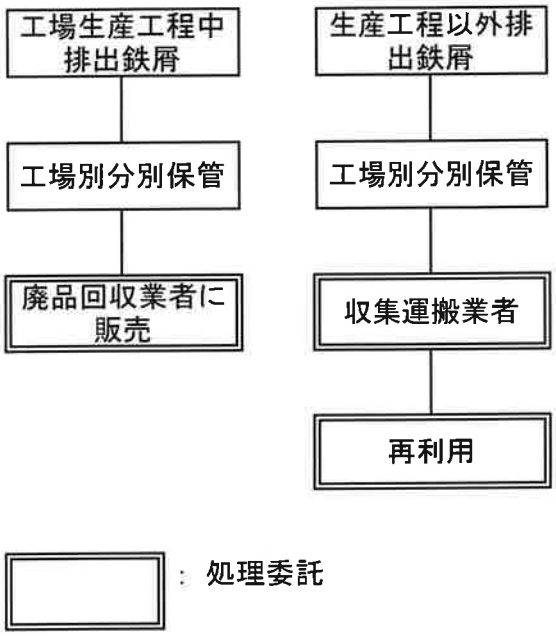
・廃油処分の手配は産廃物管理担当者が行い処分内容を確認する。

・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。

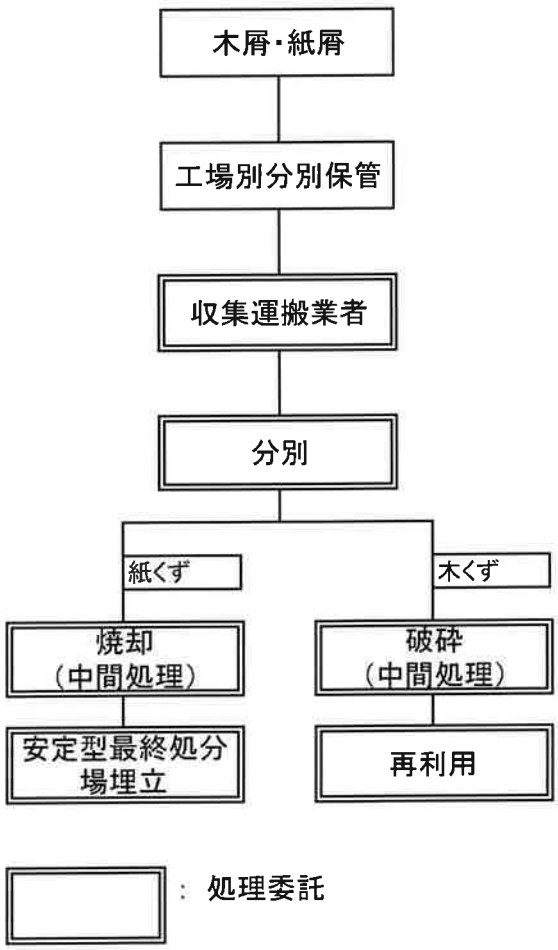
・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

金属屑

図1－6

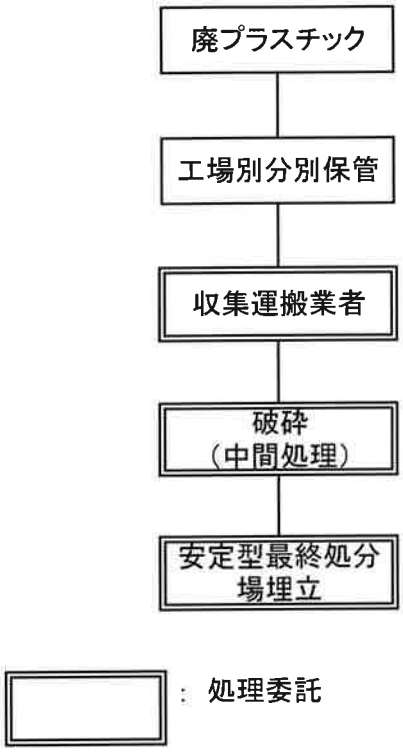
処理フロー図	フローの要点
	・工場生産工程中に排出される鉄屑は、有価物として廃品回収業者に販売。 ・工場生産工程以外で排出された鉄屑は、工場別に分別された後、委託業者により再利用される。 ・運搬重量は委託業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

木屑(混)

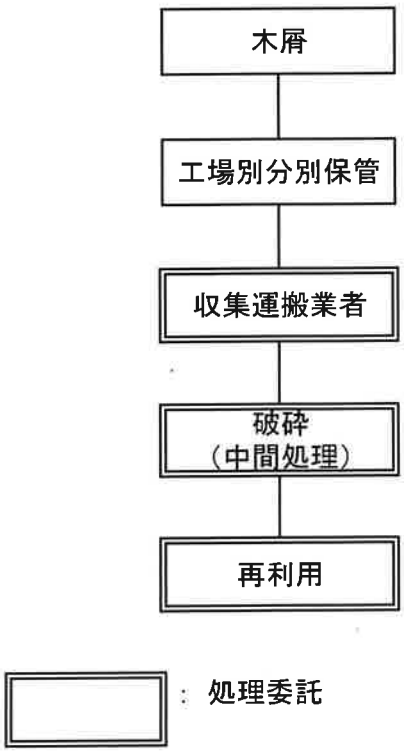
処理フロー図	フローの要点
	・木屑・紙屑は指定の保管場所で、整理し管理する。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

廃プラスチック

図1－7

処理フロー図	フローの要点
	・廃プラスチックは指定の保管場所で、整理し管理する。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

木屑

処理フロー図	フローの要点
	・木屑は指定の保管場所で、整理し管理する。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

廃パイル・廃ポール

図1－8

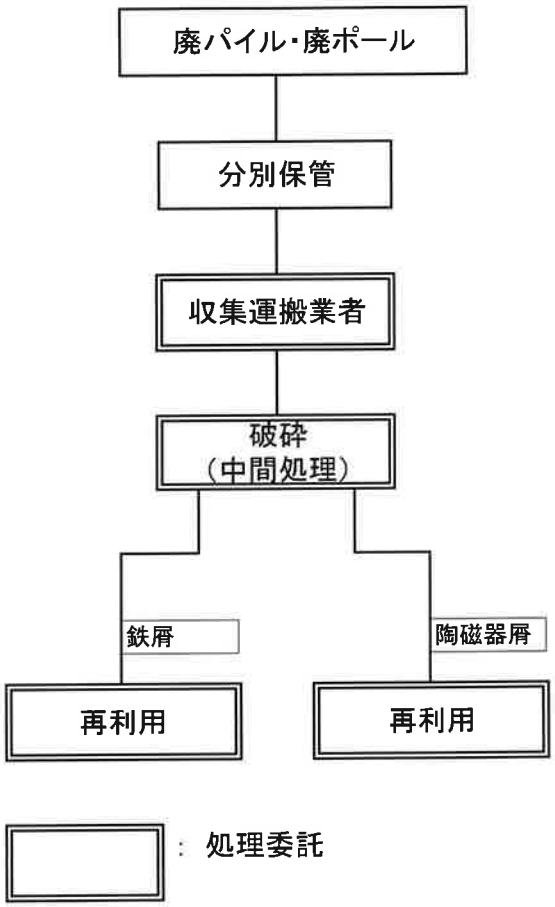
処理フロー図	フローの要点
	・廃パイル・廃ポールは指定の保管場所で、整理し管理する。 ・廃パイル・廃ポールは破砕し、鉄屑と陶磁器屑に分類し、それぞれ再利用する。 ・運搬重量は収集運搬最終処分業者が運搬重量を計量して産廃物管理担当者に報告する。 ・産業廃棄物管理担当者は運搬重量を管理表に記録する。

表2　前年の産業廃棄物発生量

産業廃棄物の種類	発生量(t)	これまで実施した取組み
陶磁器くず	1,243.1	作業工程の検討
汚泥	0	作業上ロスを抑える
廃コンクリート	127.1	分別を徹底し、リサイクル率を高める
廃油	1.5	発生抑制、及びリユースの推進
金属くず	4.7	分別の徹底。空き缶の業者回収率を高める
廃プラスチック	9.8	弁別の徹底。
木くず	30.5	分別の徹底。空き缶の業者回収率を高める
合計	1,416.7	

表3　産業廃棄物発生量の目標

産業廃棄物の種類	発生量(t)	具体的な実施した取組み
陶磁器くず	1180.9	作業工程の検討及びリサイクル事業の推進
汚泥	0.0	生産上のロスを抑える
廃コンクリート	120.8	分別を徹底し、リサイクル率を高める。
廃油	1.4	発生抑制。及びリユースの推進
金属くず	4.5	分別の徹底。空き缶の業者回収率を高める
廃プラスチック	9.3	弁別の徹底化
木くず	29.0	分別の徹底化
合計	1345.9	

表4　廃棄物分別表

産業廃棄物の種類	具体的な取組み
陶磁器屑	敷地内に収集しコンクリー屑保管場所で保管する。
汚泥	敷地内に収集し汚泥保管場所にて保管する
廃コンクリート	製品姿のまま保管し、排出時に分別する。
廃油	油分を分離後容器にて保管
金属くず	鉄屑は敷地内3か所に保管する
空き缶(金属屑)	納入業者による回収。及び敷地内各所に分別用コンテナを設置して収集する。
廃プラスチック	敷地内3カ所に分別用コンテナを設置して収集する。
木屑	敷地内3カ所に分別用コンテナを設置して収集する。

表5　今後の廃棄物分別取組み表

産業廃棄物の種類	具体的な取組み
陶磁器屑	敷地内に収集しコンクリート屑保管場所で保管する。　廃棄物ではなく有価物として取り扱えるよう加工する。
汚泥	敷地内に収集し汚泥保管場所にて保管する。
廃コンクリート	製品姿のままとめて分別保管を行う。
廃油	油分を分離後、容器にて保管
金属くず	鉄屑は敷地内3か所に保管する。
空き缶(金属屑)	納入業者による回収及び敷地内各所に分別用コンテナを設置して収集する。
廃プラスチック	敷地内3カ所に分別用コンテナを設置して収集する。
木屑	敷地内4カ所に分別用コンテナを設置して収集する。
木屑(混)	敷地内5カ所に分別用コンテナを設置して収集する。

表6　前年度(令和7年度)産業廃棄物の処理委託実績

産業廃棄物の種類	陶磁器屑	汚泥	廃コンクリート	廃油	金属屑	廃プラスチック	木くず
全処理委託量	1,243.1t	0.0t	127.1t	1.5t	4.7t	9.8t	30.5t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	1,243.1t	0.0t	127.1t	1.5t	4.7t	0.0t	30.5t
認定熱回収容赦への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	9.8t	0.0t

(これまでに実施した取組み)
・産業廃棄物処理業者の調査を行い、適正処理を行っている業者を選定している
・年1回程度、委託先業者処分場の見学を行い、適正処理を行っているか確認している。

表7　次年度(令和8年度)産業廃棄物の処理の目標

産業廃棄物の種類	陶磁器屑	汚泥	廃コンクリート	廃油	金属屑	廃プラスチック	木くず
全処理委託量	1,180.9t	0.0t	120.8t	1.4t	4.5t	9.3t	29.0t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	1,180.9t	0.0t	120.8t	1.4t	4.5t	0.0t	29.0t
認定熱回収容赦への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	9.3t	0.0t

(これまでに実施した取組み)
・情報収集を行い、業者動向に注意し適正処理を行う。
・委託先業者処分場の見学を定期的に行い、適正処理を行っているか確認する